

障第667号
令和2年8月17日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業について（周知依頼）

このことについて、厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

貴事業所の利用者の方で、対象となる医療的ケアを受けておられる方がいらっしゃる場合は、本事業について周知をお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	入 山
電 話	058-272-1111 内 2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		